令和2年12月1日より、規則が改正されます!



沖縄県漁業調整規則 水産動植物の採捕に係る制限等の新旧一覧 (変更箇所下線)

1.保護水面における採捕を禁止する水産動植物(規則第37条 改正後第33条)

対象	改正前	改正後
川平保護水面	くろちょうがい、しゃこがい、ごしきえび、にしきえび、ふとみぞえび、しらひげうに及びかためんきりんさい	
名蔵保護水面	水産動植物	すべての <u>水産動植物</u>

2.禁止期間(規則第33条 改正後第34条)

		_, _,,
対象	改正前	改正後
<u>うみがめ</u> 類	<u>かめ</u> 類(たいまい、あかうみがめ、あおうみがめ)	<u>うみがめ</u> 類(たいまい、あかうみがめ、あおうみが
		め)
	6月1日から7月31日まで	6月1日から7月31日まで
しゃこがい類	しゃこがい類(ひめじゃこ、しゃごう、ひれじゃこ、	しゃこがい類(ひめじゃこ、しゃごう、ひれじゃこ、
	しらなみ、ひれなしじゃこ、おおじゃこ)	しらなみ、ひれなしじゃこ、おおじゃこ、 <u>とがりしら</u>
		<u>なみ</u>)
	6月1日から8月31日まで	6月1日から8月31日まで
	いせえび類(かのこいせえび、しまいせえび、ごしき	いせえび類(かのこいせえび、しまいせえび、ごしき
	えび、にしきえび、けぶかいせえび、いせえび)	えび、にしきえび、けぶかいせえび、いせえび、 <mark>ねっ</mark>
		<u>たいいせえび</u> 、 <u>あまみいせえび</u>)
	4月1日から <u>6月30日</u> まで	4月1日から <u>7月31日</u> まで
<u>せみえび類</u>	-	<u>せみえび類(せみえび、こぶせみえび)</u>
		<u>4月1日から7月31日まで</u>
		抱卵個体は周年採捕禁止

3.全長等の制限(規則第34条 改正後第34条)

対象	改正前	改正後	備考
たいまい	腹甲の長さ25 c m以下	同左	
えらぶうなぎ	<u>体長</u> 60 c m以下	<u>全長</u> 60 c m以下	
うなぎ	体長10 c m以下	全長13 c m以下	
いせえび類	体長18 c m以下	体長 <u>20</u> c m以下	
<u>せみえび類</u>	-	体長 <u>20</u> c m以下	
くろちょうがい	殻高10 c m以下	同左	体長
まべがい	殻高10 c m以下	同左	
やこうがい	<u>口径6</u> c m以下	<u> </u>	
ちょうせんさざえ(玉貝)	<u>口径3</u> c m以下	<u> </u>	
さらさばてい(高瀬貝)	殻の短径6 c m以下	同左	★
ぎんたかはま (広瀬貝)	殻の短径6 c m以下	同左	敖高
ひめじゃこ	殼長8 c m以下	同左	
しゃごう	殻長15 c m以下	同左	▼ ▼
ひれじゃこ	殻長20 c m以下	同左	±1.=
ひれなしじゃこ	殻長30 c m以下	同左	設長
<u>しらなみ</u>	-	<u> </u>	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH
<u>とがりしらなみ</u>	-	<u> </u>	← →

お問い合わせ:沖縄県農林水産部水産課 TEL 098-866-2300